	3　主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査 4　原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査 5　原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査 6　アイスコンデンサの冷却性能検査 7　圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査 8　可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査 9　放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査 10　原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査
八　非常用電源設備	1　非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査 2　直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査

四　蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設及び加圧水型発電用原子炉施設にあっては、前三号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

五　蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）及び加圧水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあっては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

一　第四十五条第二項第一号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　燃料取扱設備の系統運転性能検査

ロ　新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ハ　使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査

二　第四十五条第二項第二号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ロ　液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査

ハ　液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査